平成２９年（フ）第７６号
山口県山陽小野田市大字福田923番地１
債務者　木村　隆宏
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月16日午後１時
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２６号
熊本県天草市八幡町10番４号　マイトレーヤ101、前住所福岡県大野城市大城４丁目23番41号　アンスリーゼ大城Ⅰ　201号
債務者　松原　光宏
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月20日午後１時
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第６８４３号
東京都江戸川区江戸川２丁目８―91―202
債務者　梶　まい子（旧姓松崎）
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８５１号
東京都世田谷区赤堤５丁目19―２―202
債務者　三井　　了
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８５３号
東京都板橋区蓮根１丁目12―12
債務者　中山　　馨
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８５４号
東京都品川区豊町４丁目19―20
債務者　綱嶋　茉利
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８５５号
東京都足立区東六月町６―18―201
債務者　鈴木　正敏
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８５８号
東京都中野区江原町２丁目９－２―208
債務者　井上　陽子
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８６１号
東京都足立区伊興２丁目11―７―303
債務者　塚田　智子
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８８２号
東京都中野区大和町３丁目14―７　メゾンＫＡＺＵ―A101
債務者　松井　博之
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８８５号
東京都江戸川区東葛西５―19―21―103、住民票上の住所東京都江戸川区東葛西２丁目26―３―203
債務者　関屋　智子
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８８９号
東京都江東区塩浜２丁目18―９―301
債務者　嶋村　将人
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８９０号
東京都墨田区吾妻橋３丁目７―15―502
債務者　中澤　健二
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８９１号
東京都墨田区吾妻橋３丁目７―15―502
債務者　中澤　良香
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部